

令和2年第4回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和2年11月30日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
13番 森本 節弘	15番 檜原 賢二
16番 木村 松雄	17番 阿部 雅志
18番 出口 治男	19番 原田 定信
20番 三浦 三一	

欠席議員（なし）

会議録署名議員

16番 木村 松雄	17番 阿部 雅志
-----------	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
副市長 春木 尚登	教育長 高田 稔
企画総務部長 野崎 圭二	市民部長 矢田 正和
健康福祉部長 妹尾 浩子	産業経済部長 岩佐 賢二
建設部長 川野 一郎	水道部長 藤野 芳大
会計管理者 藤川 靖人	教育部長 阿部 仁子
危機管理局長 吉川 和宏	企画総務部次長 坂東 孝一
市民部次長 大森 章司	健康福祉部次長 稲井 誠司
産業経済部次長 森 克彦	建設部次長 高田 敬二
教育部次長 森北 博文	教育部次長 森友 邦明
吉野支所長 石川 久	土成支所長 伊坂 好史
阿波支所長 林 英司	農業委員会事務局長 岩野 竜文

監査事務局長 寺 井 加代子

財 政 課 長 大 倉 洋 二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪尾 正

事務局議事総務課長 笠井 久美代

事務局議事総務課長補佐 藤岡 知寛

議事日程

追加日程第1 議案第116号 阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

追加日程第2 議案第117号 市長等の給与条例の一部改正について

追加日程第3 議案第118号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について

午前10時00分 開議

○議長（松村幸治君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

**追加日程第1 議案第116号 阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当  
に関する条例の一部改正について**

**追加日程第2 議案第117号 市長等の給与条例の一部改正について**

**追加日程第3 議案第118号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について**

○議長（松村幸治君） 追加日程第1、議案第116号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから追加日程第3、議案第118号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの計3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） おはようございます。

本日追加提案いたします3件の議案について先議をお願いしたいので、提案理由の説明を申し上げます。

議案第116号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第117号市長等の給与条例の一部改正について及び議案第118号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正についてにつきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、条例の一部改正を行うものでございます。

以上、本日先議をお願いいたします条例案件3件につきまして提案理由の説明を申し上げますけれども、議案内容の詳細につきましては、この後企画総務部長より説明をいたしますので、ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松村幸治君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております議案について補足説明を求めます。

野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） それでは、本日追加議案として提案させていただいております議案第116号から議案第118号までの3議案につきまして一括して補足説明をさせていただきます。

いずれも、国の人事院勧告を受け、給与等の改定を行う議案となっております。

まず、議案第116号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。

阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出、阿波市長。

令和2年10月の人事院勧告を踏まえ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、期末手当の年間月数を現行の3.35月分から0.05月分引き下げ、3.3か月分とするものであります。

今年度につきましては、12月分の賞与から0.05月分引き下げ、1.625月分を支給します。令和3年度以降につきましては、6月と12月分それぞれで0.025月分引き下げ、1.65月分支給することとなります。

施行日につきましては公布の日となります。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日からとなります。

続いて、議案第117号市長等の給与条例の一部改正について。

市長等の給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出、阿波市長。

令和2年10月の人事院勧告を踏まえ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正を行うものであります。

改正内容につきましては、期末手当の年間月数を現行の3.35月分から0.05月分引き下げ、3.3か月分とするものであります。

今年度につきましては、12月分の賞与から0.05月分引き下げ、1.625月分を支給します。令和3年度以降については、6月と12月分にそれぞれ0.025月分引き下げ、1.65月分支給することとなります。

施行日につきましては公布の日となります。ただし、同じく第2条の規定は令和3年4月1日からとなります。

次に、議案第118号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について。

阿波市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出、阿波市長。

令和2年10月の人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び11月の徳島県人事委員会勧告に伴い、条例の一部改正を行うものであります。

本条例につきましても、特別職と同様に、期末手当の年間月数を0.05月分引き下げ、現行の2.6月分から2.55月分とする内容となっております。

今年度は、12月分の賞与から0.05月分引き下げ、1.25月分を支給し、令和3年度以降は6月と12月分をそれぞれ0.025月分引き下げ、1.275月分支給することとなります。

施行日につきましては公布の日となります。同じく、ただし第2条関係の規定は令和3年4月1日からとなります。

以上、議案第116号から議案第118号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 補足説明が終わりました。

これより議案第116号から議案第118号についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第116号から議案第118号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、議案第116号から議案第118号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第116号から議案第118号について一括して採決いたします。

議案第116号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第118号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの計3件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、議案第116号から議案第118号までの計3件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回は、12月4日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時12分 散会